20211029_【感染症情報】フィリピンにおける新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の 対応について(その 71:警戒レベルの変更、及びコミュニティ隔離措置変更等、「グリーン」・ 「レッド」・「イエロー」国/地域の変更、コミュニティ隔離措置ガイドラインの変更(10 月 28 日発表))

【ポイント】

●フィリピン政府は、10月28日付け IATF 決議をもって、11月1日から14日までの「警 戒レベル」対象地域、及び11月1日から11月15日または11月30日までの「コミュニ ティ隔離措置」対象地域の変更を発表しました。

●ビサヤ地域における「警戒レベル」については、警戒レベル4にバコロド市が、警戒レベル3にイロイロ市が、警戒レベル2にアクラン州、アンティーケ州、カピズ州、ギマラス州、 イロイロ州及び西ネグロス州が追加されています。

●11 月1日から適用される「グリーン」・「レッド」・「イエロー」国/地域の変更を発表し ました。日本は引き続き「イエロー」国/地域に該当します。

●コミュニティ隔離措置ガイドラインの修正・変更を発表しました。

【本文】

1 10 月 28 日、フィリピン政府は、11 月 1 日以降の COVID-19 対応のための警戒レベル を以下のとおり延長・変更することを発表しました。

(1)11月14日まで「警戒レベル4」を課す地域

- ・地域3(中部ルソン地域):アウロラ州
- ・地域6(西ビサヤ地域):バコロド市
- ・地域7(中部ビサヤ地域):東ネグロス州
- ・地域 11 (ダバオ地方): 西ダバオ州

(2) 11月14日まで「警戒レベル3」を課す地域

- ・コルディリエラ行政区域 (CAR): バギオ市
- ・地域3(中部ルソン地域):バターン州
- マニラ首都圏 (NCR)
- ・地域 4A (カラバルソン地域):カヴィテ州、ラグナ州、リサール州
- ・地域6(西ビサヤ地域):イロイロ市
- ・地域7(中部ビサヤ地域):シキホール州
- ・地域 10 (北ミンダナオ地域):北ラナオ州
- ・地域11 (ダバオ地方):ダバオ市、北ダバオ州

(3) 11月14日まで「警戒レベル2」を課す地域

・地域 3 (中部ルソン地域):アンヘレス市、ブラカン州、ヌエヴァ・エジハ州、オロン ガポ市、パンパンガ州、タルラック州

・地域 4A (カラバルソン地域):バタンガス州、ケソン州、ルセナ市

・地域 6 (西ビサヤ地域): アクラン州、アンティーケ州、カピズ州、ギマラス州、イロ イロ州、西ネグロス州

・地域7(中部ビサヤ地域):ボホール州、セブ市、ラプラプ市、マンダウエ市、セブ州
 ・地域10(北ミンダナオ地域):ブキドノン州、カガヤン・デ・オロ市、カミギン州、イ

リガン市、西ミサミス州、東ミサミス州

・地域11(ダバオ地方):ダバオ・デ・オロ州、南ダバオ州、東ダバオ州

(4) また、対象となる地域が「警戒レベル1」となっても十分に安全であると保証される ためには、以下の条件を満たす必要があります。

ア ワクチン接種優先順位の A2 (すべての高齢者)、A3 (併存症のある人)のカテゴリー 及びワクチン接種する対象者の人口の少なくとも 70%が完全なワクチン接種。

イ それぞれの地方自治政府(LGU)内の3C(Closed、Crowded、Close Contact)の 原則に基づいて、識別可能な施設の目標数には、Safety Seal Certification Program に基づ く Safety Seal Certification を付与する必要がある。

2 また、11月1日以降のフィリピン各地におけるコミュニティ隔離措置を以下のとおり 延長・変更することを発表しました。

(1)11月1日から11月30日まで「修正を加えた一般的なコミュニティ隔離措置(MGCQ)」 を課す地域

・地域1 (イロコス地方):ラ・ウニョン州、北イロコス州、パンガシナン州

・地域 4B (ミマロパ地域):マリンドゥク州、ロンブロン州

・地域5(ビコル地域):南カマリネス州、マスバテ州、ソルソゴン州

・地域 8 (東ビサヤ地域):ビリラン州、レイテ州、南レイテ州、東サマール州、北サマ ール州、サマール州、オルモック市

・地域 12 (ソクサージェン地域):スルタン・クダラット州

・バンサモロ自治地域 (BARMM): バシラン州、イサベラ市、マギンダナオ州、スール ー州、タウィタウィ州

(2) 11 月 1 日から 11 月 30 日まで「一般的なコミュニティ隔離措置(GCQ)」を課す地 域

・コルディリエラ行政区域 (CAR): イフガオ州、ベンゲット州、アパヤオ州、カリンガ

州

- ・地域1(イロコス地方):南イロコス州、ダグパン市
- ・地域2(カガヤンバレー地域):バタネス州
- ・地域 4B (ミマロパ地域): 西ミンドロ州、東ミンドロ州、プエルト・プリンセサ市、パ ラワン州
 - ・地域5(ビコル地域):アルバイ州、ナガ市、北カマリネス州
 - ・地域8(東ビサヤ地域):タクロバン市
- ・地域 9 (サンボアンガ半島地域): サンボアンガ・シブガイ州、北サンボアンガ州、南 サンボアンガ州
- ・地域 12 (ソクサージェン地域):ジェネラル・サントス市、サランガニ州、北コタバト 州、南コタバト州
- ・地域 13 (カラガ地方):北アグサン州、南アグサン州、北スリガオ州、南スリガオ州、 ブトゥアン市、ディナガット諸島

・バンサモロ自治地域 (BARMM):コタバト市、南ラナオ州

- (3)11月1日から11月15日まで「修正を加えた強化されたコミュニティ隔離措置(MECQ)」を課す地域
 - ・コルディリエラ行政区域 (CAR):マウンテン州
 - ・地域5(ビコル地域):カタンドゥアネス州
 - ・地域9(サンボアンガ半島地域):サンボアンガ市
- (4) 11 月 1 日から 11 月 30 日まで「制限が強化された一般的なコミュニティ隔 離措置(GCQ)」を課す地域
 - ・コルディリエラ行政区域 (CAR): アブラ州
- ・地域2(カガヤンバレー地域):カガヤン州、イサベラ州、サンティアゴ市、ヌエヴァ・ ヴィスカヤ州、キリノ州
- ※強化される制限の内容につきましては、これまで同様の制限となります
 (https://www.ph.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00562.html 参照)。
- 3 10月28日、フィリピン政府は、11月1日から11月15日までの「グリーン」・「レッド」・「イエロー」国/地域を発表しました。日本は引き続き「イエロー」国/地域に該当します。詳細は以下を参照ください。
- ●新興感染症に関する省庁間タスクフォース(IATF)(決議第 146-B 号(「グリーン」・「レ ッド」・「イエロー」国/地域/管轄区域の変更)

https://www.officialgazette.gov.ph/downloads/2021/09sept/20211028-IATF-Resolution-146-B.pdf

4 10月28日、フィリピン政府は、コミュニティ隔離措置ガイドラインの修正・変更を発表しました。詳細については以下を参照ください。

●新興感染症に関する省庁間タスクフォース(IATF)(決議第146号(コミュニティ隔離措 置ガイドラインの修正・変更) https://www.officialgazette.gov.ph/downloads/2021/09sept/20211028-IATF-Resolution-146.pdf

5 在留邦人及び短期渡航者の皆様におかれては、感染予防に万全を期すとともに、コミュ ニティ隔離措置、感染状況、医療事情、航空便、入国に係る規制(検査・検疫措置を含む。) 等に関する最新情報に引き続き注意してください。

【関連情報】

●新興感染症に関する省庁間タスクフォース(IATF)(決議第146号(コミュニティ隔離措 置ガイドラインの修正・変更)

https://www.officialgazette.gov.ph/downloads/2021/09sept/20211028-IATF-Resolution-146.pdf

●新興感染症に関する省庁間タスクフォース(IATF)(決議第146-A号:警戒レベル、及び コミュニティ隔離措置の変更)

https://www.officialgazette.gov.ph/downloads/2021/09sept/20211028-IATF-Resolution-146-A.pdf

●新興感染症に関する省庁間タスクフォース(IATF)(決議第 146-B 号(「グリーン」・「レ ッド」・「イエロー」国/地域/管轄区域の変更)

https://www.officialgazette.gov.ph/downloads/2021/09sept/20211028-IATF-Resolution-146-B.pdf

●大統領コミュニケーション・オペレーション・オフィス(PCOO)(IATF は警戒レベルを 更に拡張)

https://pcoo.gov.ph/news_releases/iatf-further-expands-alert-levels-system/

●日本外務省・海外安全ホームページ(感染症危険情報:フィリピン)
 <u>https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcinfectionspothazardinfo_013.html#ad-image-0</u>
 ※現在ビサヤ地方を含むフィリピン全土に「感染症危険情報レベル3:渡航は止めてください(渡航中止勧告)」が発出されています。

.

※この情報は、在留届、及び「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信され ております。本メールを受信していない場合は、在留届にメールアドレスの登録をなさるか、 「たびレジ」登録をお願いします。

在留届・たびレジ登録: https://www.ezairyu.mofa.go.jp/ORRnet/

(問い合わせ窓口)

○在セブ日本国総領事館

住所:7th floor, Keppel Center, Samar Loop cor. Cardinal Rosales Ave., Cebu Business Park, Cebu City

電話:(市外局番 032) 231-7321

FAX:(市外局番 032) 231-6843

ホームページ: https://www.cebu.ph.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html